

第 9 期介護保険事業計画に掲げる給付適正化の実施計画 (令和 6 年度～令和 8 年度)

本計画は、第 9 期事業計画に記載する令和 6 年度～令和 8 年度に行う給付適正化のために実施する事業のうち、ケアプラン点検等における具体的内容・数値目標を設定するために策定するものであり、原則として以下のとおりとする。業務遂行上、必要があるときは、その内容を変更するものとする。

1. 給付適正化について

給付適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、給付適正化に取り組む。

(第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画)

2. ケアプラン点検

今後 3 年間におけるケアプラン点検の実施件数は、下記のとおりとする。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
件数 (計画値)	3 6 件	4 6 件	5 6 件

ケアプラン点検の実施方法

個別に実施する点検

- ・福岡県国民健康保険団体連合会から提供される帳票を活用して選定したプラン
- ・新任の介護支援専門員が作成したプラン
- ・新規開設事業所の介護支援専門員が作成したプラン
- ・住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅の入居者に関するケアプラン
- ・新規介護認定等の利用者のケアプラン
- ・住宅改修及び福祉用具購入等の申請者のケアプラン

運営指導時に実施する点検

- ・介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護支援事業所の運営指導時における委託事業者の同行により、ケアプランを点検するとともに、専門職の視点から質の向上を目指したアドバイスを行うことを目的とする。

3. 介護レセプトの点検

介護報酬請求の適正化のため、国民健康保険団体連合会のデータを活用して、縦覧点検・突合点検等を実施する。その一部は国民健康保険団体連合会に委託して実施するものも含み、全件点検を行う。

■国民健康保険団体連合会に委託により実施するもの

- ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
- ・重複請求縦覧チェック一覧表
- ・算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
- ・単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表
- ・医療と介護の突合点検

■独自に実施するもの

- ・要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表
- ・入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表
- ・居宅介護支援再請求等状況一覧表
- ・月途中要介護状態変更受給者一覧表
- ・軽度の要介護等にかかる福祉用具貸与品目一覧表
- ・その他、疑義のある項目から抽出し、独自に作成依頼をするもの

4. 事業所指導

別に定める要綱に基づき、実施するものとする。

市指定の指定介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所等に要綱に基づき実施するもののほか、県指定事業所等には、その指導時に同行し、保険者としての給付点検を行う。なお、県に同行する事業者について、福津市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業所の指定を行う事業所である場合は、第1号事業所の指定権者としての点検を行う。